

# 日本企業に「個人処罰」の壁

## 贈賄やカルテル捜査 米司法省が新指針

米司法省が贈賄やカルテルなど企業犯罪の抑止を目指し、新たな方針を打ち出している。不正に関わった個人の社内処罰や当局への情報提供など、企業側の自浄力を重視して司法取引などに反映する戦略だ。米司法省は米国外で行われる不正摘発にも積極的で日本企業への影響が大きい。ただ新方針は日本の企業文化と相いれない面もあり、日本企業は難しい判断を迫られる。

「我々はニンジン(アメ)とムチを企業に与えた」。その注力ぶりがうかがえる。2022年9月、米司法省のリス・モナコ副長官は米ニューヨーク大での演説で強調した。同省はこの日に「モノコ・メモ」と呼ばれる企業犯罪の取り締まり指針を公表。演説は指針の内容を一般に広める狙いだったとみられる。

企業の不正対応に詳しいマーク・フィヌーケン米国弁護士は新指針について「企業が自主的に不正を認めて捜査協力し、是正措置を取った場合は司法省は原則、司法取引で有罪答弁を求めないことを明確にした」と話す。司法省は23年

1月にも追加指針を示し、その注力ぶりがうかがえる。モノコ・メモで専門家が注目するのは、企業の協力度合いを評価する目安として挙げた内容だ。主に、企業が①犯罪に加担した社員らを金銭的に処罰すること②捜査に必要な情報を当局に提供できる体制を整備していること③の2点。社内ルールの整備だけでは不十分で、実効性や運用状況が重視される。

①の金銭的処罰について

## 情報開示など自浄迫る

は、支払った役員報酬を後から会社が取り戻せる「クローバック条項」を導入することを推奨している。社員の給与についても、同様の効果がある制度の整備が望ましいとする。

### 私用機器も調査

②の情報提供については社員の私用のパソコンやスマートフォンなどの扱いが問題になる。日本企業でも業務に私用端末を使うことが禁止している例は多い。だが実際には、業務から

んで不正な行為をするときには、発覚しにくいよう私用のスマホやパソコンを使うケースもみられる。メモはそうした抜け穴を防ぐことを企業に求めた。

一方で日本企業には、社員らに金銭的な処罰を下したり捜査や調査協力のために私用の情報機器を提出させたりすることはなじみがなく、困難といえる。

デロイトトーマツグループと三井住友信託銀行が22年に日本の上場企業など123社に実施した調査によると、クローバック条項を導入済みの企業は10・7%だった。増加傾向にはあるが、同条項が一般的な欧米に比べると低水準だ。17年度からクローバック

| 「モノコ・メモ」が示す米当局の重点 |  |
|-------------------|--|
| 過去の違法行為           | ・同一人物の関わりの有無<br>・同一企業と連続して起訴猶予合意などを結ぶことには消極的 |
| コンプライアンス体制        | ・クローバック条項など金銭的処罰の有無<br>・私用端末などの管理状況          |
| 当局への情報提供          | 秘匿特権対象外のすべての関連情報の開示                          |



米司法省は企業犯罪の摘発に影響する新たな指針を示した＝ロイター

条項を執行役の業績連動報酬に導入したコンカミノルタでも、発動するのは巨額損失を出すような違法行為など「業績」に関係する不祥事に限っている。同社の村山明子執行役員は「同条項の根拠は、業績連動報酬の前提となる業績が間違っていた際に不当利得として報酬を返還させること。あらゆる不祥事に適用するのは行き過ぎと判断した」と話す。

アサヒグループホールディングスは19年に同条項を導入。「行き過ぎたリスクテイクの防止及び不正行為を未然に防ぐための牽制機能として導入した」(HR部門の松尾怜シニアマネジャー)。だが一般社員を対象にした制度は検討していないという。

企業の危機管理に詳しい木目田裕弁護士は「特にカルテルや贈賄は会社のために行っている側面があり、手を染めた社員個人を厳正に処罰することに抵抗感がある企業が、日本にはまだ多い」と話す。

不祥事対応に詳しい深水大輔弁護士も「スマホなど私用の機器の常時モニタリングや、調査のために強制的に提出させることはプライバシーの観点から日本では難しい」と指摘する。

日本企業が米司法省の要求を全て満たすのは難しいと見られる。米当局対応に詳しい井上朗弁護士は「当面、法

令順守の実効性を高めることが現実的」と指摘する。贈賄などを禁じた海外腐敗行為防止法(FCPA)に絡み、米当局と18年に和解したパナソニックホールディングスでは「経営トップが『コンプライアンス違反による販売、利益は一切必要ない』『安全とコンプライアンスは全てに優先する』などのメッセージを継続して発信してきた」(グループコンプライアンス部の梅村昌嗣部長)とする。

コンプライアンス研修の終了後、社員に順守の誓約書を提出させて責任の自覚を促している。独占禁止法違反に対する課徴金減免(リーニエン)制度や18年に導入された日本版「司法取引」など、日本でも企業に当局の捜査や調査への協力を求める制度が定着しつつある。グローバルに展開する企業を中心に、日本でも欧米型のコンプライアンスが浸透していけば、いずれ社員個人に対する処罰の問題に向き合わざるを得なくなることも予想される。

(編集委員 瀬川奈都子)